

2026年2月18日
産業人材育成課長 宇都宮隆広（内線 3680）
（担当：下園 029-301-3656）
茨城県職業能力開発協会 杉本 茂
（担当：杉本 029-221-3647）

職業訓練指導員講習における事務手続きの誤りについて

茨城県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が昨年12月に実施した「職業訓練指導員講習※（以下「講習」という。）」において、職員の錯誤により、下記のとおり受講資格を有しない者（2名）を受講させていた不適切な事案が判明しました。

本事案により、通常は講習修了をもって交付される職業訓練指導員免許を兩名には交付できない状況となっております。このため、講習受講料の返金等の対応を進めるとともに、希望した1名に対し、早急に臨時の職業訓練指導員学科試験（指導方法）を実施（合格した場合は免許交付が可能）してまいります。

こうした事案を生じさせてしまったことは、県民の皆様の信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。

※本講習は、県が実施に関し指導および援助を行っているものであり、県が職業訓練指導員免許を交付するために必要となる要件の一つとなっております。

記

1 事案の概要

協会が運用上定めている講習受講要件について、協会及び県の担当者の錯誤により、受講資格を有しない者（2名）を受講させた。

2 錯誤内容

講習の受講資格について、職業訓練指導員学科試験（指導方法）（以下「試験」という。）の受験資格と同じであると誤って認識していた。

（参考）

- ・ 試験については、免許職種に関連する他法令に基づく免許を取得していれば受験できる場合があり、例えば、自動車整備科の指導員免許であれば、「一級大型自動車整備士免許」を所持していれば試験を受験可能である。
- ・ 一方、講習では当該免許を持っていても受講資格を満たすことにはならないにもかかわらず、「試験の受験資格を満たしていれば講習も受講できる」と誤認し、受講を認め、講習の修了証書を交付してしまった。
- ・ 協会のホームページでは「本講習を修了すれば免許申請が可能で、県から免許証が交付される」と案内していたが、結果として、免許交付要件を満たしていなかったため、免許の交付ができない状況となった。

3 事案の経緯及び対応状況

- ・(2025. 12 下旬) 講習修了者より、他県へ修了証書を用いて免許申請をしたが交付不可とされたと、協会に相談があった。
- ・当該修了者に関しては、受講前(2025. 10 頃)に協会から県に相談があり、受講可能と判断していた。
- ・(2026. 1 中～下旬) 免許交付不可となったことで、協会から県に再度照会があり、受講要件について厚生労働省に確認したところ、県及び協会に受講要件の誤認があったことが判明。
- ・(2026. 2 月上旬) 受講修了者のうち、受講要件誤認により現状では免許交付不可である2名に対して、経緯を説明し、謝罪。

4 今後の対応

(1) 受講生に対する対応

- ・両名に対して、協会より受講料を返還。
- ・今回誤認による受講許可をした両名のうち希望者1名を対象に、早急に臨時の職業訓練指導員学科試験(指導方法)を実施。(合格した場合は免許交付可)

(2) 再発防止策の実施

- ・講習の受講資格についてチェックリストを作成し協会と県で確認を実施
- ・照会への回答は複数人での確認実施
- ・法令解釈の疑義がある場合は必ず厚労省への照会を実施
- ・照会記録の共有

(参考) 職業訓練指導員講習の概要

- ・講習内容：指導員として必要な指導方法等を合計48時間で学ぶ講習
- ・実施主体：茨城県職業能力開発協会
- ・実施時期：令和7年12月3日(水)～5日(金)、10日(水)～12日(金)
各8時間(合計48時間)
- ・受講料：15,300円(税込)
- ・修了者数：28名(令和7年度)
- ・その他：技能検定1級など技能に関する一定の要件を充たせば、受講後発行される修了証書により、職業訓練指導員免許の交付申請を行うことができる。